

『ながら運転 NG 自覚を』

道交法の改正で、自転車の危険運転が厳罰化されるというニュースを見ました。

11月から、携帯電話の画面の注視や通話といった「ながら運転」には6月以下の懲役または10万円以下の罰金に、ながら運転で交通事故を起こした場合などには1年以下の懲役または30万円以下の罰金に強化、酒気帯び運転には新たに3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

私は、自転車に乗る前にルールを確認すること、乗っている時に電話がかかってきたら、通行人の邪魔にならない所に止まって電話に対応することが大切だと思います。

一人一人が自覚を持ちルールを守れば、少しずつでも交通事故を減らすことができ、みんなが気持ちよく安全に過ごしていけると思います。

2年生 N・K (2024. 10. 18 東京新聞)